

都庁記者クラブ会見のお知らせ

日本イコモス国内委員会

「(仮) 神宮外苑地区市街地再開発事業」の変更届の受理・公示に関し、東京都環境影響評価条例第63条に基づく民主的手続き履行の要請

令和6年度「東京都環境影響評価審議会」第7回総会において、神宮外苑地区市街地再開発事業の変更届が受理され、事業者（代表：三井不動産）から、「今月中の伐採方針」が発表されました。しかし、「環境に重大な影響を与える開発行為」に対して十分な資料の提出が行われず、審議が尽くされませんでした。

日本イコモスは、東京都知事に対して、東京都環境影響評価条例第63条に基づき、変更案の環境影響評価書案の公示・縦覧・意見書・公聴会を行い、事業者に、既に完了している手続の全部又は一部を、再度実施するよう要請書を発出いたします。

これは、国際イコモスが発出したヘリテージ・アラート（2023年9月7日）、日本弁護士連合会長声明（2024年3月14日）、国際連合人権高等弁務官事務所・国連人権理事会が発出した「大規模な開発計画における環境影響評価プロセスにおけるパブリックな協議の不十分さに対する深刻な懸念」（2024年5月1日）に基づく要請でもあります。

10月24日15時30分からの記者会見で、内容を詳細に御説明いたします。

日本イコモス会見 2024年10月24日（木）

15時30分～16時30分

場所：都庁記者クラブ

出席者：日本イコモス国内委員会理事・石川幹子他

Tel/Fax03-3261-5303 Email jpicomos@japan-icomos.org